

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のアウトブレイクについての国際渡航に関する WHO の推奨事項

2020年2月29日更新

原文 (英語) :

**Updated WHO recommendations for international traffic in relation to COVID-19 outbreak
29 February 2020**

<https://www.who.int/news-room/articles-detail/updated-who-recommendations-for-international-traffic-in-relation-to-covid-19-outbreak/>

本文書は、急速に進展する状況を考慮して、COVID-19 アウトブレイクに関連した国際渡航についての推奨事項を更新したものです。これは [2020年1月27日](#) に公表された推奨事項に対し、新たなものとして置き換えられます。

2020年1月30日に、国際保健規則 (2005) のもとで招集された緊急委員会の助言を受け、WHO の事務局長は現在の COVID-19 のアウトブレイクを、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態と宣言し、暫定的な推奨事項を公表しました。委員会は事務局長に、これらの問題についてのさらなる推奨事項の提供、また必要に応じて、この急速に進展する状況を考慮した個別の推奨事項の作成を要請しました。

影響を受けている地域

輸入症例のみ報告している地域に対して、COVID-19 の進行中の伝播を経験している国々、州、区域、都市が“影響を受けている地域” とみなされます。2020年2月27日の時点で、中国、特に湖北省では持続的かつ局地的な伝播を経験し、アウトブレイクの開始以降、非常に多数の確定例を報告してきましたが、中国の最近の状況からは、症例の有意な減少が示されています。同時に、中国以外のますます多くの国々で症例が報告されています。ここには COVID-19 の局地的な伝播を介するものも含まれています。流行は進展してきており、多数の地域で輸入症例と局地的な COVID-19 の伝播が見つかる可能性が見込まれます。WHO はアウトブレイクの発生について [日報 \(Situation Report\)](#) を公表しています。

これまでに報告されたアウトブレイクは、濃厚接触を介して曝露した症例のクラスター内、家族内、特別な大規模イベント内で最初に発生しています。COVID-19 は感染したヒトからの飛沫、感染したヒトとの濃厚接触を介して最初に伝播されます。特に定期的な手洗いや咳エチケットを介した予防、症例の早期発見と隔離のための積極的なサーベイランス、症例と

接触した人の迅速な同定と 厳重な観察、特に重症例に対する迅速な治療へのアクセスに焦点を当てた対策が、ほとんどの COVID-19 のアウトブレイクの封じ込めに有効です。

国際渡航に関する推奨事項

WHO は COVID-19 のアウトブレイクを経験している国々への渡航と貿易の制限の適応をしないよう助言を続けています。

概して、公衆衛生上の緊急時に人や物の移動を制限することは、ほとんどの状況において効果がなく、その他の実施すべき介入に使えるリソースを浪費するかもしれないことが、これまでのエビデンスで示されています。さらに、これらの制限は必要な援助や技術的支援を阻害し、ビジネスは崩壊させ、影響下の国々に社会的、経済学的な負の影響を与えることとなる可能性があります。しかしながら、ある特定の状況では、人の移動を制限する対策は一時的には有効です。例えば国際的なつながりがほとんどない場合や、対応のキャパシティが限られている場合です。

国際的な渡航を著しく妨げる渡航対策は、例えば数日だとしても、国々が迅速に効果的な備えをするための対策を実施する時間を稼ぐことができるために、アウトブレイクの初期にのみ容認されることがあります。これらの制限は慎重なリスクアセスメントに基づき、公衆衛生上のリスクに見合い、かつ短期間であり、また状況の変化に応じて定期的に再検討されなければなりません。

影響を受けている地域への渡航の禁止、またそれらの地域からの渡航者の入国拒否は、輸入症例を防ぐのに一般的に効果的ではなく、それどころか、著しい経済的、社会的影響を与える可能性があります。WHO による国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の公表以降、2月27日の時点で、38カ国が WHO に追加の健康対策を報告しました。対策の内容は中国、その他の国々との国際渡航を著しく妨げるもので、渡航者の入国拒否、ビザの制限、帰国した渡航者の隔離にまで及ぶものでした。渡航者の入国を拒否し、また中国との航空便を中止した複数の国々では、現在 COVID-19 の症例が報告されています。

出入国時の体温によるスクリーニング方法単独では国際的な拡大を止めるための効果的な方法にはなりません。なぜなら感染したヒトが潜伏期間にあり、疾患の経過初期で明らかな症状が出ていない可能性や、解熱剤の使用により発熱が隠れている可能性があるためです。加えて、この方法は利益が少ない割に、多大な投資が要求されます。予防のための勧告を渡航者に提示し、到着時に渡航者の連絡先を含む健康状態の申告書を収集する方がより効果的で、入国する渡航者の適切なリスクアセスメントと将来必要となりうる追跡を可能にします。

国際渡航者への推奨事項

具合の悪い渡航者、特に高齢者や、慢性疾患または基礎疾患のある者は、渡航を遅らせるか影響を受けている地域を避けることが賢明です。

個人の衛生管理、咳エチケット、症状を呈している人から少なくとも1mの距離を保つという一般的な推奨事項は、全ての渡航者にとって特に重要となります。それらには以下の項目が含まれます。

- 頻回の手指衛生を、呼吸器系の分泌物に接触した後は特に実施してください。手指衛生には石鹸と水または擦式アルコール消毒剤を使用した手洗いが含まれます。手が見た目に汚れていない場合には擦式アルコール消毒剤が、汚れている場合は石鹸と水での手洗いが望ましいです。
- 咳やくしゃみをする際には、肘を曲げて、またはティッシュペーパーを使用して鼻と口を覆ってください。その後すぐにティッシュを捨て、手指衛生を実施してください。
- 口と鼻に触れないでください。
- マスク（どのタイプのもので）の着用が病気でない人を保護するというエビデンスはないため、症状が出ていない場合、医療用マスクは必要ありません。ただし、一部の文化では、マスクは一般的に着用されることがあります。もしマスクを着用する場合は、着用、取り外し、廃棄方法および取り外し後の手指衛生に関する最善の措置に従うことが極めて重要です（[マスクの使用に関するアドバイス](#)を参照）

また全ての渡航に際して、渡航者は適切な食品衛生手技に従うよう推奨します。ここには、[食品の安全に対する5つの鍵と家畜市場における動物からヒトへの新興の病原体の伝播のリスクを減少させるための推奨事項](#)が含まれます。

影響を受けた地域から戻った渡航者は、14日間症状を自己監視し、受け入れ国のプロトコールに従ってください。一部の国では帰国する渡航者の隔離を要請する可能性があります。発熱、咳、呼吸苦といった症状が出た場合、渡航者はできれば電話で現地の医療提供者に連絡し、自身の症状と渡航歴を説明してください。入国時に何らかの症状が確認された渡航者は、[入国地点における渡航者の管理についてのWHOからの助言](#)に従うことを推奨します。飛行機の機内における病気の乗客の治療についてのガイダンスは[ICAO](#)と[IATA](#)のウェブサイトで提供されています。マスギャザリング（多くの人が集う）大規模なイベントの計画に関する重要な検討事項も[WHOのウェブサイト](#)で提供されています。[船内でのCOVID-19の症例管理の実施についての検討事項](#)もすでに公表されています。

影響を受けている地域から自国民の本国送還を決定した国々については、COVID-19 のさらなる拡大を避けるために以下の事柄を考慮する必要があります。これには、フライト前の出国時スクリーニング、渡航者と乗務員へのリスクコミュニケーション、渡航のための感染制御用品の準備、飛行中に乗客の具合が悪くなった場合への乗務員の備え、到着時の入国前スクリーニングと到着後 14 日間の厳重なフォローアップが挙げられます ([家畜市場における動物からヒトへの新興の病原体の伝播のリスクを減少させるための推奨](#))。

全ての国々への一般的な推奨事項

各国は疫学的サーベイランスを強化して、インフルエンザ様疾患と重症肺炎について、通常と異なるアウトブレイクのサーベイランスを強化し、COVID-19 アウトブレイクの進展を注意深く監視する必要があります。各国は COVID-19 に関して、一般市民、医療専門家、政策立案者への効果的なリスクコミュニケーションを介して認知を高め、偏見や差別を助長する行動を回避する必要があります。各国は国際保健規則 (2005) で求められているように、COVID-19 の評価および管理に必要な全ての関連情報をタイムリーに WHO と共有すべきです。

各国は国際保健規則の目的をいま一度確認し、公衆衛生上のリスクのみに基づきかつそのリスクに見合う形で、また、国際輸送と貿易への不要な干渉を避けつつ、疾患の国際的拡大を防ぎ、制御し、自国を守り、公衆衛生対応を実施しなければなりません。国際渡航を著しく妨げる追加の健康対策を実施している国々は、実施から 48 時間以内に、実施された対策に関する公衆衛生的根拠と関連する科学情報を WHO に提供する必要があります。WHO はこの情報を加盟国と共有します。著しい妨げとは一般的に、国際渡航者、荷物、貨物、輸送用コンテナ、乗り物、商品、その他同類のものの入国または出国の拒否、あるいは 24 時間以上の遅延を意味します。

WHO は COVID-19 のアウトブレイクに際して、加盟国および国際機関や産業界と引き続き連携して、公衆衛生上のリスクに見合い、効果的かつ国際渡航への不要な制限を回避する形で、渡航関連の保健対策を実施してまいります。

出典

Updated WHO recommendations for international traffic in relation to COVID-19 outbreak
https://www.who.int/ith/2019-nCoV_advice_for_international_traffic_rev/en/

翻訳

WHO 健康開発総合研究センター(WHO 神戸センター)
https://extranet.who.int/kobe_centre/ja